

建設工事・建設コンサルタント等業務の最低制限価格について

平成 26 年 7 月 1 日改定

1 対象範囲

建設工事	予定価格（税込み）130 万円超で入札に付するもの
建設コンサルタント等業務	予定価格（税込み）50 万円超で入札に付するもの

2 算定式

建設工事

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費相当額} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.3) \times 1.08 \\ & = \underline{\text{最低制限価格(税込み)}} \quad \text{端数処理(1万円未満切り上げ)} \end{aligned}$$

最低制限価格(税込み)は、予定価格(税込み)の91%以上とします。

ただし、最低制限価格(税込み)が予定価格(税込み)の91%に満たない場合は、予定価格(税込み)×91%とします。 端数処理(1万円未満切り上げ)

建設コンサルタント等業務

業務区分				
建設コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価×0.3	一般管理費×0.3
地質調査	直接調査費	間接調査費	解析等調査業務費×0.3	諸経費×0.3
補償コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価×0.3	一般管理費×0.3
測量	直接費	諸経費×0.3		
建築設計	直接人件費	諸経費×0.3	技術経費×0.3	特別経費
調査・試験	直接費	諸経費×0.3		
その他 (遺跡調査)	委託原価	諸経費×0.3		

特別なもの(通常の諸経費体系によらない見積等での積算)については、別に定めます。

$$(\quad + \quad + \quad) \times 1.08 = \underline{\text{最低制限価格(税込み)}} \quad \text{端数処理(1万円未満切り上げ)}$$

最低制限価格(税込み)は、予定価格(税込み)の60%以上とします。

ただし、予定価格(税込み)の60%に満たない場合は、予定価格(税込み)×60%とします。
端数処理(1万円未満切り上げ)

、 ともに入札書(税抜き)と比較する際に使用する最低制限価格(税抜き)は、 最低制限価格(税込み端数処理後)×100/108 = <u>入札書比較制限価格</u> 端数処理(1万円未満切り上げ)

3 端数処理

建設工事、建設コンサルタント等業務共通

予定価格(税込み)	端数処理の方法
金額にかかわらず	算定結果の1万円未満を切り上げます。 例：2,345,600 円 2,350,000 円 例：23,456,000 円 23,460,000 円

1万円未満切り上げの端数処理は、

「最低制限価格(税込み)を求める段階」

「【建設工事】予定価格(税込み)の91%を求める段階、【建設コンサルタント等業務】予定価格(税込み)の60%を求める段階」

「入札書(税抜き)と比較する際に使用する最低制限価格(税抜き)を求める段階」

でそれぞれ行います。